



茨城県報

第 1 8 5 8 号

平成19年 3 月15日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
茨城県警察署協議会規則の一部を改正する規則.....	1
告 示	
医療機関及び施術機関の指定、廃止及び変更（福祉指導課）.....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定（障害福祉課）.....	3
指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の内容変更（障害福祉課）.....	6
指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の辞退（障害福祉課）.....	6
大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）.....	6
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（畜産課）.....	7
定款変更の認可（農村計画課）.....	14
道路の区域の変更（2件）（道路維持課）.....	14
道路の供用の開始（道路維持課）.....	15
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（2件）（都市整備課）.....	15
土地改良区役員の就退任（土地改良事務所）.....	16
(選 挙 管 理 委 員 会)	
直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数.....	17
公 告	
落札者等の公示（2件）（企画課）.....	19
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）.....	19
都市計画の図書の縦覧（2件）（都市計画課）.....	20
都市計画事業の施行者の名称等（2件）（公園街路課）.....	21
開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）.....	22

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 2 号

茨城県警察署協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月15日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

茨城県警察署協議会規則の一部を改正する規則

茨城県警察署協議会規則（平成13年茨城県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表大宮警察署協議会の項中「6」を「5」に改め、同表つくば中央警察署の項中「9」を「10」に改め、同表筑西警察署の項中「8」を「9」に改め、同表下妻警察署の項中「7」を「6」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

 告 示

茨城県告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定、廃止及び変更したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0114389 水戸笠原眼科クリニック	水戸市笠原町563 - 1	眼科	朝比奈 美芽	平成19年 1月29日	指定
0114397 脳神経外科 山田醫院	水戸市渡里町2689 - 1	脳神経外科・神経内 科・内科・リハビリ テーション科	山田 隆	平成19年 1月29日	指定
829 上水戸接骨院	水戸市袴塚 1 - 1 - 3 ファー ストヒルズ102号室	柔道整復	澤畑 伸一郎	平成19年 2月6日	指定
289 寺門鍼灸・マッサージ療 院	日立市留町1730 - 1	はり・きゅう	寺門 勇治	平成19年 2月13日	指定
170 寺門鍼灸・マッサージ療 院	日立市留町1730 - 1	あん摩マッサージ	寺門 勇治	平成19年 2月13日	指定
0331872 すこやか歯科	土浦市高津 1 - 10 - 34	歯科・小児歯科	高山 英子	平成19年 1月30日	指定
0810747 ユビキタスクリニック龍 ヶ崎	龍ヶ崎市藤ヶ丘 7 - 1 - 6 泉 ハイツ101	内科・呼吸器科・ア レルギー科	ユビキタスクリ ニック龍ヶ崎	平成19年 2月8日	指定
1290054 訪問看護ステーションさ とみ	常陸太田市徳田町474	訪問看護	大森 英俊	平成19年 2月8日	指定
830 整骨ひたち野うしく館	牛久市ひたち野西110 - 3 - 2	柔道整復	山越 正満	平成19年 2月6日	指定
0411314 しばざきクリニック	古河市中央町 1 - 2 - 30	内科・外科・整形外 科	芝崎 一郎	平成19年 2月5日	指定
7430156 ふたば歯科	小美玉市栗又四箇2463 - 15	歯科	田中 好治	平成19年 1月29日	指定
3811031 なるしま内科医院	稲敷郡阿見町大字荒川本郷 1366 - 2	内科・リウマチ科・ アレルギー科	成島 勝彦	平成19年 1月29日	指定

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0341275 調剤薬局ツルハドラッグ 土浦小松店	土浦市小松 1 - 4 - 27	調剤	株式会社 ツルハ	平成19年 2月19日	指定
3840679 明友薬局荒川沖東店	稲敷郡阿見町荒川本郷1366 - 6	調剤	有限会社 明友	平成19年 1月30日	指定
0241459 つばさ薬局東滑川店	日立市東滑川町 1 - 38 - 16	調剤	株式会社メディ カルキャスト	平成19年 1月25日	変更
1240310 つばさ薬局谷河原店	常陸太田市谷河原町1180 - 4	調剤	株式会社芽メデ ィカルキャスト	平成19年 1月25日	変更
2490024 ひかり訪問看護ステーション	守谷市松前台 1 - 14 - 3	訪問看護	医療法人 光仁 会	平成19年 3月1日	変更
672 大内接骨院	水戸市河和田 2 - 2211 - 1	柔道整復	大内 健二	平成19年 2月3日	廃止

茨城県告示第305号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定をしたので告示する。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当すべき 医療の種類	主として担当す る医師、管理薬 剤師の氏名	指 定 年 月 日
医療法人社団宏和会 日精歯科	日立市小木津町 1 - 42 - 26	歯科矯正	渡辺 義宏	平成19年 3月1日
しまぎ矯正歯科	日立市千石町 2 - 5 - 19	歯科矯正	嶋崎 洋子	平成19年 3月1日
横川矯正歯科	石岡市国府 1 - 2 - 5 - 201横川ビル2F	歯科矯正	横川 早苗	平成19年 3月1日
医療法人社団豊済会 ときわクリニック	取手市井野4430	腎臓	寺岡 次郎	平成19年 3月1日
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1 - 3 - 1	脳神経外科	中田 義隆	平成19年 3月1日
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1 - 3 - 1	心臓脈管外科	軸屋 智昭	平成19年 3月1日
矢野整形外科医院	稲敷市江戸崎甲3023 - 1	整形外科	矢野 英雄	平成19年 3月1日
県西総合病院	桜川市鎌田604	腎臓	石田 裕	平成19年 3月1日
独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷280	口腔	渡辺 千秋	平成19年 3月1日
独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷280	整形外科	廣瀬 一郎	平成19年 3月1日
独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷280	心臓脈管外科	新堀 耕基	平成19年 3月1日
アルファーム薬局千波店	水戸市千波町209	薬局（調剤）	細谷 義長	平成19年 3月1日
アルファーム薬局 大みか店	日立市大みか町 2 - 22 - 29	薬局（調剤）	磯貝 光孝	平成19年 3月1日

名称	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師、管理薬剤師の氏名	指 定年月日
S F C 薬局ひたち南店	日立市久慈町 7 - 19 - 13	薬局 (調剤)	萩谷 健一	平成19年 3月1日
大川薬局	土浦市桜町 2 - 4 - 12	薬局 (調剤)	大川 和子	平成19年 3月1日
さくらい薬局	土浦市乙戸南 1 - 17 - 12	薬局 (調剤)	櫻井 正子	平成19年 3月1日
株式会社坂本薬局	土浦市荒川沖西 2 - 1 - 1	薬局 (調剤)	坂本 君子	平成19年 3月1日
土浦調剤薬局	土浦市下高津 1 - 21 - 50	薬局 (調剤)	埴 成美	平成19年 3月1日
たかつ薬局	土浦市下高津 1 - 15 - 12	薬局 (調剤)	野口 紀子	平成19年 3月1日
すみれ調剤薬局	土浦市神立中央 5 - 4 - 16	薬局 (調剤)	木村 学	平成19年 3月1日
S F C 薬局結城山川新宿店	結城市山川新宿168 - 6	薬局 (調剤)	本多 康子	平成19年 3月1日
S F C 薬局岩間中央店	笠間市下郷4167 - 3	薬局 (調剤)	木村 豊	平成19年 3月1日
アルファーム薬局友部店	笠間市八雲 2 - 1058 - 208	薬局 (調剤)	高橋 彰	平成19年 3月1日
倉持薬局取手店	取手市新町6 - 1 - 25	薬局 (調剤)	須藤 和彦	平成19年 3月1日
三誠堂薬局森の里店	つくば市森の里47 - 11	薬局 (調剤)	三浦 孝子	平成19年 3月1日
エンゼル薬局	つくば市高見原 2 - 1 - 1	薬局 (調剤)	手島 洋	平成19年 3月1日
S F C 薬局勝田中央店	ひたちなか市中根5124 - 3	薬局 (調剤)	中村 桐子	平成19年 3月1日
S F C 薬局かもめ店	ひたちなか市釈迦町 5 - 3	薬局 (調剤)	齊藤 友之	平成19年 3月1日
S F C 薬局おおだいら店	ひたちなか市大平 4 - 3 - 13	薬局 (調剤)	石井 典一	平成19年 3月1日
S F C 薬局中根店	ひたちなか市中根3646 - 1	薬局 (調剤)	石岡 大樹	平成19年 3月1日
島薬局	鹿嶋市宮中 1 - 9 - 36	薬局 (調剤)	島 尚敏	平成19年 3月1日
今川薬局守谷店	守谷市立沢981 - 7	薬局 (調剤)	佐野 七海子	平成19年 3月1日
守谷調剤薬局	守谷市松前台 1 - 16 - 11	薬局 (調剤)	小野 裕	平成19年 3月1日
アルファーム薬局大宮店	常陸大宮市上町311 - 8	薬局 (調剤)	石井 要成	平成19年 3月1日
アルファ - ム薬局協和店	筑西市門井1679 - 28	薬局 (調剤)	加藤 博文	平成19年 3月1日
大木薬局	桜川市真壁町田143 - 4	薬局 (調剤)	大木 しづ子	平成19年 3月1日
S F C 薬局真壁中央店	桜川市真壁町古城259 - 3	薬局 (調剤)	大久保 いつ子	平成19年 3月1日
有限会社このみ薬局	つくばみらい市板橋2102 - 1	薬局 (調剤)	山田 木實	平成19年 3月1日

名称	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師、管理薬剤師の氏名	指 定 年月日
飯田薬局	つくばみらい市板橋2735 - 10	薬局 (調剤)	飯田 京子	平成19年 3月1日
絹の台ふれあい薬局	つくばみらい市絹の台2 - 4 - 13	薬局 (調剤)	森田 美樹	平成19年 3月1日
スリースター薬局 十王店	日立市十王町伊師3448 - 1	薬局 (調剤)	林 佳代子	平成19年 3月1日
つばさ薬局東滑川店	日立市東滑川町1 - 38 - 16	薬局 (調剤)	仲野 美由紀	平成19年 3月1日
ぶらす調剤薬局	土浦市大岩田2472	薬局 (調剤)	齋藤 孝史	平成19年 3月1日
わかば薬局土浦店	土浦市大岩田2469 - 32	薬局 (調剤)	船來 恵介	平成19年 3月1日
S F C 薬局 おおつ野ヒルズ店	土浦市おおつ野8 - 2 - 22	薬局 (調剤)	神宮司 聰	平成19年 3月1日
明友薬局	石岡市石岡13446 - 31	薬局 (調剤)	黒澤 謙一	平成19年 3月1日
ドリーム薬局 中央店	龍ヶ崎市下町2885	薬局 (調剤)	磯野 智子	平成19年 3月1日
オリオン薬局	龍ヶ崎市川原代町2643 - 3	薬局 (調剤)	石木 弘美	平成19年 3月1日
スバル薬局	龍ヶ崎市藤ヶ丘4 - 5 - 5	薬局 (調剤)	近藤 栄一	平成19年 3月1日
ドリーム調剤薬局	龍ヶ崎市馴柴町635 - 2	薬局 (調剤)	峯岸 和子	平成19年 3月1日
エース薬局	龍ヶ崎市貝原塚町3033	薬局 (調剤)	鈴木 道子	平成19年 3月1日
レインボー薬局	龍ヶ崎市愛戸町47	薬局 (調剤)	諸田 和子	平成19年 3月1日
有限会社スター調剤薬局	龍ヶ崎市東町2937	薬局 (調剤)	小林 昭代	平成19年 3月1日
かしわや薬局 栗山店	下妻市下妻乙399 - 1	薬局 (調剤)	外山 仁	平成19年 3月1日
株式会社サン薬局	常陸太田市木崎二町940	薬局 (調剤)	藤田 敬子	平成19年 3月1日
S F C 薬局 友部店	笠間市平町1635 - 22	薬局 (調剤)	奥山 伸一	平成19年 3月1日
日本調剤取手薬局	取手市井野台5 - 2 - 28	薬局 (調剤)	神永 友美子	平成19年 3月1日
今川薬局牛久店	牛久市柏田町1583 - 6	薬局 (調剤)	成島 健一	平成19年 3月1日
日本調剤つくば調剤薬局	つくば市竹園1 - 6 - 1つくば三井ビル	薬局 (調剤)	阿部 朝子	平成19年 3月1日
S F C 薬局 勝田本町店	ひたちなか市勝田本町4 - 16	薬局 (調剤)	大山 恭史	平成19年 3月1日
さつき薬局2号店	鹿嶋市宮中4206 - 1 - 3	薬局 (調剤)	城之内 和敏	平成19年 3月1日
守谷ふれあい薬局	守谷市松前台1 - 16 - 6	薬局 (調剤)	森田 崇	平成19年 3月1日
岩瀬プラザ薬局	桜川市欽田628 - 5	薬局 (調剤)	加倉井 靖正	平成19年 3月1日

名称	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師、管理薬剤師の氏名	指 定年月日
鹿島の里訪問看護ステーション	鹿嶋市平井1129 - 19	訪問看護		平成19年 3月 1日

茨城県告示第306号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第14条第1項の規定により同法第54条第2項の指定があったものとみなされた指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）から、同法第64条の規定により次のとおり内容を変更する旨の届出があった。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

所在地の変更

担当すべき医療の種類	名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
薬局（調剤）	株式会社坂本薬局	土浦市荒川沖西 2 - 1 - 3	土浦市荒川沖西 2 - 1 - 1	平成15年 11月 1日
訪問看護	鹿島の里訪問看護ステーション	鹿嶋市平井1129	鹿嶋市平井1129 - 19	平成17年 10月15日

茨城県告示第307号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第14条第1項の規定により同法第54条第2項の指定があったものとみなされた指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）から、同法第65条の規定により次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

辞退

名称	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師	辞 退年月日
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷280	眼科	加藤 圭一	平成19年 2月 1日
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷280	耳鼻咽喉科	花澤 秀	平成19年 2月 1日
わくわく訪問看護ステーション	結城市結城9143 - 1	訪問看護		平成19年 2月16日

茨城県告示第308号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 魚松

代表取締役 松下 惣次郎

(2) 住所

つくば市上横場2216番地の 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー魚松

つくば市上横場2221番地 外

(2) 変更しようとする事項

駐輪場の位置

(3) 変更する年月日

平成19年10月27日

(4) 変更する理由

施設配置計画変更のため

3 届出年月日

平成19年 2月26日

茨城県告示第309号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、牛の口蹄疫、牛のブルセラ病、牛の結核病、牛のヨーネ病、牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、ブルータング、牛の口蹄疫、馬伝染性貧血、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、豚の口蹄疫、豚の流行性脳炎、豚コレラ、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸器障害症候群、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 牛の口蹄疫検査

(1) 実施の目的

牛の口蹄疫の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成19年 4月 1 日から平成20年 3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(5) 実施の方法

凝集反応検査（急速凝集反応法，試験管凝集反応法），補体結合反応検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(5) 実施の方法

ツベルクリン検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

4 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査、細菌検査、エライザ法及びヨーニン検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

5 牛の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24か月以上で死亡した牛の死体及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

エライザ法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

6 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満12か月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

ウエスタンプロット法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

7 アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, 牛流行熱, イバラキ病及びブルータンク検査

(1) 実施の目的

アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, 牛流行熱, イバラキ病及びブルータンクの発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛 (未越夏牛とし, 原則として, 最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛) を対象に, 地理的・自然的条件を考慮して, 家畜保健衛生所長が選定した牛

(4) 実施の期間

原則として, 平成19年 6月下旬, 8月中旬, 9月下旬及び11月中旬

(5) 実施の方法

臨床検査, 中和試験及びゲル内沈降反応検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

8 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している馬 (生後180日未満の馬を除く) で, 当該家畜の所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた馬

(4) 実施の期間

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(5) 実施の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

9 馬伝染性子宮炎検査

(1) 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

本病の保菌馬と疫学的に関連のある馬及び過去に発生があった区域から移送されてきた種雄馬又は種雌馬のうち, 本病の検査結果が不明な繁殖に供する馬

その他家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬

(4) 実施の期間

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

10 馬パラチフス検査

(1) 実施の目的

馬パラチフスの発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査、凝集反応検査（急速凝集反応法、試験管凝集反応法）及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚の口蹄疫検査

(1) 実施の目的

豚の口蹄疫の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚の流行性脳炎検査

(1) 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成19年 6 月 1 日から平成19年11月30日まで

(5) 実施の方法

血清検査, 臨床検査及びウイルス検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 豚コレラ検査

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 豚のオースキー病検査

(1) 実施の目的

豚のオースキー病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

15 豚繁殖・呼吸器障害症候群検査

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

16 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

急速凝集反応法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

17 高病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

18 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

みつばちの腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内において飼育しているみつばち

(4) 実施の期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第310号

銚田川流域土地改良区から平成19年 3月 1日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成19年 3月 8日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定のに基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年 3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 石岡城里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
小美玉市花野井字中丸358番 8 地先から 小美玉市張星字出崎108番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 22.0	307	
	最小 12.0		迂回路設置	
	新	最大 43.0		318
		最小 13.0		

茨城県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定のに基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年 3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 瓜連馬渡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂市菅谷字両宮3012番 1 地先から 那珂市菅谷両宮3015番 8 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 13.0	335	
	最小 7.0		現道拡幅	
	新	最大 29.5		335
		最小 16.0		

茨城県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 鉾田市大蔵820番10地先から
鉾田市大蔵246番9地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月28日

茨城県告示第314号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、ひたちなか市高野小貫山土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成19年3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
組 合 の 名 称 ひたちなか市高野小貫山土地区画整理組合
事 務 所 の 所 在 地 ひたちなか市東石川二丁目10番1号
ひたちなか市役所都市整備部内
事 業 施 行 期 間 自 平成5年3月29日
至 平成19年3月31日
施 行 地 区 ひたちなか市高野字小貫山の全部と字白畑，字後々内，字板宮，字常葉，字柏野の各一部
設 立 許 可 の 年 月 日 平成5年3月29日
- 2 公告すべき変更の内容
事 業 施 行 期 間 自 平成5年3月29日
至 平成22年3月31日
- 3 変更認可の年月日 平成19年3月15日

茨城県告示第315号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、一本松土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成19年3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
組 合 の 名 称 一本松土地区画整理組合
事 務 所 の 所 在 地 大洗町6881 - 275
事 業 施 行 期 間 自 平成10年7月30日
至 平成19年3月31日
施 行 地 区 大洗町磯浜町字本堂，字本堂下，字矢下，字一本松の各一部，大洗町五反田の一部
設 立 許 可 の 年 月 日 平成10年7月30日

2 公告すべき変更の内容

事業期間 自 平成10年 7月30日
至 平成20年 3月31日

3 変更認可の年月日 平成19年 3月15日

茨城県告示第316号

茨城県常陸大宮市南町1104番地の4に事務所を置く岩崎江堰土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年 3月15日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 貞 廣 清

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	引 田 昭	常陸大宮市岩崎262番地の10
"	大 森 秀 男	" 上大賀1144番地
"	眞 崎 強	" 鷹巣694番地
"	生天目 勇	" 野中町3053番地の19
"	根 本 榮 一	" 宇留野266番地
"	小 林 義 正	" 泉848番地
"	飯 島 茂 男	" 下岩瀬1023番地
"	山 崎 秀 夫	" 下村田1776番地
"	秋 山 幸 雄	那珂市下大賀1036番地 1
"	寺 門 稔	" 瓜連1378番地
"	高 畑 誠	" 鹿島388番地
"	小 林 元 夫	" 門部2923番地 1
"	矢 数 浩	常陸大宮市栄町1190番地
"	関 谷 哲 生	那珂市瓜連1038番地 4
監 事	相 田 肇	常陸大宮市小貫682番地
"	小 又 和 正	" 上岩瀬1064番地の 1
"	大 竹 敏 夫	那珂市瓜連637番地 2

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 泉 正 倫	常陸大宮市岩崎284番地の 1
"	大 森 英 男	" 上大賀1144番地
"	眞 崎 強	" 鷹巣694番地
"	生天目 勇	" 野中町3053番地の19
"	根 本 榮 一	" 宇留野266番地
"	小 野 弘 雄	" 根本501番地
"	中 村 稔	" 上岩瀬374番地の 1
"	杉 山 静	" 下村田1993番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 崎 昌 夫	那珂市下大賀1255番地
"	寺 門 稔	" 瓜連1378番地
"	櫻 村 次 男	" 鹿島1302番地
"	小 林 元 夫	" 門部2923番地 1
"	矢 数 浩	常陸大宮市栄町1190番地
"	小 宅 近 昭	那珂市菅谷4354番地
監 事	吉 澤 幸 吉	常陸大宮市小貫740番地の 2
"	飯 嶋 要	" 下岩瀬27番地
"	萩野谷 光	那珂市瓜連1670番地 2

~~~~~

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成19年 3月15日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,364人

- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,364人

- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

469,695人

- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

|             |         |
|-------------|---------|
| 水 戸 市 選挙区   | 67,070人 |
| 日 立 市 選挙区   | 54,362人 |
| 土 浦 市 選挙区   | 36,244人 |
| 古 河 市 選挙区   | 16,044人 |
| 石 岡 市 選挙区   | 14,293人 |
| 下 館 市 選挙区   | 17,279人 |
| 結 城 市 選挙区   | 14,348人 |
| 竜 ヶ 崎 市 選挙区 | 20,901人 |

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 下 妻 市 選挙区       | 9,625人  |
| 水 海 道 市 選挙区     | 11,073人 |
| 常 陸 太 田 市 選挙区   | 10,733人 |
| 高 萩 市 選挙区       | 9,064人  |
| 北 茨 城 市 選挙区     | 13,642人 |
| 笠 間 市 選挙区       | 8,104人  |
| 取 手 市 選挙区       | 22,024人 |
| 岩 井 市 選挙区       | 11,526人 |
| 牛 久 市 選挙区       | 21,098人 |
| つ く ば 市 選挙区     | 51,553人 |
| ひ たち な か 市 選挙区  | 41,310人 |
| 鹿 嶋 市 選挙区       | 17,549人 |
| 守 谷 市 選挙区       | 14,710人 |
| 潮 来 市 選挙区       | 19,417人 |
| 東 茨 城 郡 南 部 選挙区 | 31,152人 |
| 東 茨 城 郡 北 部 選挙区 | 7,537人  |
| 西 茨 城 郡 選挙区     | 19,918人 |
| 那 珂 郡 選挙区       | 36,903人 |
| 久 慈 郡 選挙区       | 12,333人 |
| 鹿 島 郡 選挙区       | 37,913人 |
| 稲 敷 郡 選挙区       | 34,002人 |
| 新 治 郡 選挙区       | 25,287人 |
| 筑 波 郡 選挙区       | 11,341人 |
| 真 壁 郡 選挙区       | 20,773人 |
| 結 城 郡 選挙区       | 15,332人 |
| 猿 島 郡 選挙区       | 37,114人 |
| 北 相 馬 郡 選挙区     | 14,497人 |

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

469,695人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、出納長、県選挙管理委員、県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

469,695人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

469,695人

~~~~~

公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成19年 3 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 その他必要な事項

茨城県材料構造解析装置に係る真空散乱槽一式 企画部企画課科学技術振興室 水戸市笠原町978番 6 平成19年 2 月20日 金属技研株式会社 東京都中野区本町 1 - 32 - 2 121,000,000円 (消費税及び地方消費税抜き額) 一般競争入札 平成19年 1 月11日 最低価格

茨城県材料構造解析装置に係るビームライン遮蔽体一式 企画部企画課科学技術振興室 水戸市笠原町978番 6 平成19年 3 月 2 日 日建化工株式会社 那珂市向山996 - 3 95,000,000円 (消費税及び地方消費税抜き額) 一般競争入札 平成19年 1 月18日 最低価格

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成19年 4 月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年 2 月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 スキルアップアカデミー

3 代表者の氏名

瀧 田 政 弘

4 主たる事務所の所在地

茨城県かすみがうら市上稲吉2044番地 5

5 定款に記載された目的

この法人は、子供から大人まで幅広い年齢層を対象に、交通ルールと交通マナー教育、救命手当の体験等の講習

会に関する企画の運営、実施に関する事業、農業生産物の安全と環境に配慮した堆肥づくりの調査・研究事業、および高齢者に対するグループホーム等の在宅介護事業等を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く国民生活の安全と安心に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年5月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年3月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アーティストいばらき

3 代表者の氏名

藤 本 隆 幸

4 主たる事務所の所在地

茨城県笠間市下郷4198番地6

5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県民・市民に対して、自らの特技を生かしたアーティストの集合体として、特技のジャンルをこえた交流による情報の共有化を図り、各地イベントへの出演や側面的協力、各施設への慰問等の事業を行い、文化と感性の融合する地域づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、水戸市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成19年3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域（内原駅北地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

1 都市計画の種類

地区計画（内原駅北地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画事業の施行者の名称等について

日立都市計画道路事業については、平成19年 3月 8日付関東地方整備局告示第57号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 2 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画道路事業

3・4・68号 十王北通り線

3・5・69号 橋本赤岡線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

茨城県日立市十王町友部字原の坊，字亀田及び字赤岡並びに十王町伊師本郷字赤岡，字川向道上，字後谷川前及び字向井町地内

## (2) 使用の部分

なし

## 都市計画事業の施行者の名称等について

研究学園都市計画道路事業については、平成19年 3月 8日付関東地方整備局告示第58号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 2 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成19年 3月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画道路事業

3・2・40号 新都市中央通り線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

茨城県つくば市島名字木崎，面野井字面野井，字池作，字愛宕及び字八郎田，酒丸元西谷ヶ代字中山並びに中東原新田字下山地内

## (2) 使用の部分

なし

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 3 月15日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市飯田字千貫2190番 4

## 2 事業主の住所及び氏名

福島県須賀川市仲の町22番地サン・テイエラ205号

大 内 千 春

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市横瀬字長峰1276番170

## 2 事業主の住所及び氏名

神栖市横瀬2909番地161

小田川 淳

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)